組換えDNA技術応用飼料の安全性確認申請案件についての意見・情報の募集について

令和８年11月19日
農林水産省消費・安全局

この度、「組換えDNA技術応用飼料の安全性確認申請案件」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

１　意見公募の趣旨・目的・背景

（１）組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料（以下「組換えDNA技術応用飼料」という。）については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第３条第１項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１（１）シの規定に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けなければならないとされております。

農林水産大臣による安全性確認の手続は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件」（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号。以下「本告示」という。）に定められており、農林水産大臣は、安全性を確認するに当たっては、農業資材審議会に対し、家畜が組換えDNA技術応用飼料を摂取する際の安全性について意見を聴くこととなっております（本告示第３条第２項）。

（２）今般、以下の組換えDNA技術応用飼料について、本告示に基づく安全性確認の申請があり、農業資材審議会の意見を聴取したところ、同審議会から、家畜が当該飼料を摂取する場合の安全性に問題はない旨の答申がありました。

・「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZIR260系統」

（３）上記組換えDNA技術応用飼料について、農業資材審議会において、家畜が当該飼料を摂取する際の安全性が確認されたことを踏まえ、農林水産大臣が当該飼料の安全性の確認を行うに当たり、国民の皆様から御意見を募集します。

2　意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3　意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課　組換え体飼料担当

4　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

郵送での提出の場合は、「組換え DNA 技術応用飼料の安全性確認申請案件についての御意見・情報の募集」の文字を、封筒表面に朱書きで、記載いただきますようお願いします。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

また、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5　意見・情報受付期間

令和８年 11 月 19 日～令和８年 12 月 18 日
（郵送の場合も締切日必着とします。）

6　公示資料

・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MZIR260 系統に係る安全性確認書